

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長
丸山 洋



平成30年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業）））の事業募集について（依頼）

私立学校施設の耐震化等防災機能強化について、「私立学校施設の耐震化等防災機能強化について」（平成30年1月16日付け29文科高第883号）において通知しているとおり、安全性を確保することは、全ての学校施設が備えるべき基本的な条件です。そのため、児童・生徒等の安全を早急に確保するべく、耐震化の促進に向けて最優先で取り組んでいただくことをお願いしてきたところです。

この度、標記事業を計上した平成30年度予算が平成30年3月28日に成立しました。ついては、私立高等学校等において更に耐震化等防災対策の推進が図れるよう、下記の範囲にて事業募集を行うこととしましたのでお知らせします。

事業を申請する学校法人のある都道府県におかれては、添付の様式に必要事項を記載し、必要書類をとりまとめたうえ、御提出いただきますようお願いいたします。申請に当たりましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 今回募集する事業

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）に定める事業のうち、以下に定めるもの

<防災機能強化施設整備事業>

(1) 耐震補強工事（非構造部材単体の耐震対策工事を除く）

※平成30年4月2日から平成31年3月31日までに間に着手（契約）し、平成30年度中に完了する事業

(2) 耐震改築工事

※下記①もしくは②に該当するもの

①平成29年度もしくは平成28年度に交付決定を受け、平成29年度に実施した耐震改築工事の継続事業であって、平成30年4月2日から平成31年3月31日までの間に着手（契約）し、平成30年度中に完了する事業

②平成30年度からの新規事業であって、平成30年4月2日から平成30年4月30日までの間に着手（契約）し、平成30年度中に完了する事業

※(1)、(2)ともに、平成30年度に着手し、平成31年度以降に完成する事業については、工事計画等に基づき、年度ごとに契約を分ける（当該事業年度ごとに契約を結ぶ）ことで、平成30年度分を募集対象とします。

※(1)、(2)ともに、国庫補助金額は1事業あたり5億円を上限としますが、申請状況に応じて圧縮がかかる可能性がありますのでご承知おきください。

※(1)、(2)以外の事業の募集については、申請の状況を踏まえ、追って連絡します。なお、今回の募集対象以外の事業でも、4月以降に着手し、今後事業募集を行った場合に、国庫補助申請を予定している事業がある場合は、予め事業着手承認申請書を提出してください（事業募集と補助を約束するものではありません）。

2. 計画調書の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法：別紙1及び別紙2を参照の上、下記のとおり御提出をお願いします。

①申請一覧（様式1）

本様式は、都道府県において作成し、EメールにてExcelファイルを提出（送信先アドレス：sigakujo@mext.go.jp）してください。

※Eメールを送信する際の件名及びファイル名は以下のとおり記載すること。

件名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費の計画調書の提出について

ファイル名：【〇〇県】私立高等学校等施設高機能化整備費計画調書一覧

②計画調書

記載事項等に不備がないか確認の上、提出期限までに文書で提出すること。なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出すること。

(2) 提出期限

【上記「①申請一覧（様式1）」について】

平成30年4月16日（月）17時【厳守】

※ 予算の執行見込み額を把握するため、計画調書の提出に先立ち提出願います。

※ 正確な額が提出時点では不明の場合、概算額で結構です。計画調書提出時に修正した様式を再度Eメールにて提出するよう願います。

※ こちらに登録のない計画調書については原則受理しませんのでご注意ください。

【上記「②計画調書」について】

平成30年5月14日（月）【必着】【厳守】

※ 計画調書の提出期限は厳守していただきますようお願いいたします。提出期限後に到着した申請書類は受理しませんのでご注意ください。また、提出期限までに必要書類が揃っていないものについても同様の扱いとなります。

なお、交付内定は平成30年6月以降を予定しています。下記「3. 留意事項」(1)のただし書きに該当する場合は、交付内定前の事業着手承認申請書も併せて上記期限までに提出してください。

3. 留意事項

- (1) 補助対象は、原則として交付内定後から募集事業ごとにそれぞれ定めた期間までの間に契約が締結され、工事に着手し、平成31年3月31日までに引き渡しを受ける事業とする。
ただし、計画した教育カリキュラムの実施上特定時期の工事整備が不可欠等の合理的理由を有していると認められる場合には、文部科学大臣の承認を経て、交付内定前に事業に着手することができることとし、当該事業については、計画調書の提出に併せて、事前着手承認申請を行うこと。(内定前の事業着手の可能性がある場合は必ず申請すること。なお、事前着手の承認については、承認後事業を行わなくなったとしても特段取り消しの手続きは不要。)
- (2) 「1. 今回募集する事業」(1)(2)以外の事業で、平成30年4月2日から平成31年3月31日までの間に着手(契約)し、平成30年度中に完了する事業であり、今後、事業募集を行った場合に、国庫補助申請を予定している事業がある場合は、予め事業着手承認申請書を提出すること(事業募集と補助を約束するものではない)。
- (3) 申請に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を經由して提出すること。都道府県以外から文部科学省へ直接資料を送付した場合、受理せず返送します。
- (4) 補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」(別添)に従うこととし、入札等の競争性のある契約方法によること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る観点から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分(交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分)を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。
- (6) 増改築・増床工事は、原則として補助対象外とし、新設の学校については、完成年度(卒業生を出す年度)の翌年度から補助対象となる。また、新築(耐震改築事業の対象となる建物を除く)に対する補助、施設の老朽化及び破損等を理由としたものは補助対象外である。
- (7) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなる。
- (8) 都道府県において、計画調書等の資料に不備等がないか、必ず事前に御確認願います。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）
- ④ 文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について（通知）（平成29年10月31日29文科高第683号）
- ⑤ 私立高等学校等施設高機能化整備費及び私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費に係る補助事業の交付内定前の事業着手について（通知）（平成23年3月18日22高私助第52号）

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部

私学助成課総括係 笹原、澤田、渡辺

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線2579、2544）

FAX：03-6734-3396

E-mail：sigakujo@mext.go.jp